

高齢者施設等の従事者が濃厚接触者になった場合の待機期間を早期に解除するための  
検査に用いる抗原定性検査キットの配付の申込期間の延長について

申込対象	従事者が濃厚接触者となり、待機期間を早期に解除するため検査を実施したいが、抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）が入手できない施設
対象者	<u>対象施設の従事者で新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった者</u>
対象施設	<u>千葉市・船橋市・柏市に所在する施設を除く以下施設</u> 特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、通所介護（地域密着型含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
申込期間	（延長前） 令和4年3月4日（金）9時から令和4年5月6日（金）正午まで （延長後） 令和4年3月4日（金）9時から <u>令和4年6月10日（金）正午まで</u>
申込方法	<u>検査対象者が発生した際、その都度ちば電子申請サービスから申込</u>
検査費用	無料

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、高齢者施設等が提供するサービスは、社会機能を維持するために必要な事業であり、その従事者は社会機能維持者であるとされています。

## 1 検査申込

検査キットの配布を希望する場合は、ちば電子申請サービス「高齢者施設・障害者支援施設等 濃厚接触者抗原定性検査キット申込サイト」から申し込んでください。

なお、検査キットはあくまでも従事者の待機期間を早期に解除するために配付するものであり、それ以外の用途では使用できません。

## 【URL】

[https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=8342](https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8342)

## 【QRコード】



## 2 検査キットの配送スケジュール

検査キットの配送のスケジュールについて、以下のとおり予定していますが、検査キットの申し込み状況により施設への到着が前後する可能性があります。予め御了承ください。

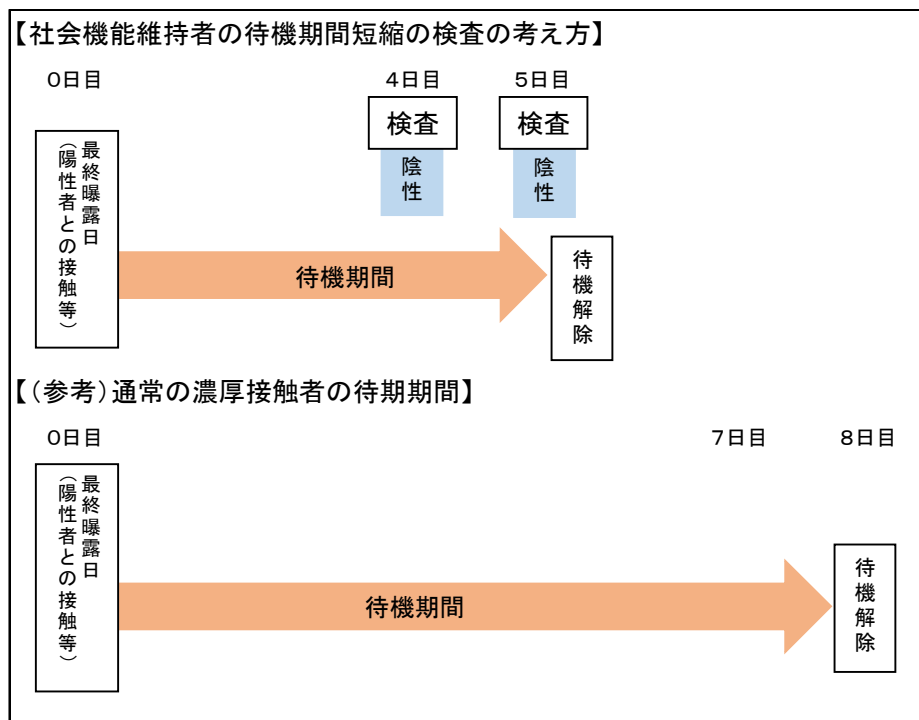
## 検査キット配送スケジュールの例

**※施設への到着が前後する可能性があります。**

ちば電子申請サービスに申込	検査キット発送	施設に到着
月～金 正午までに申込	当日発送	翌日到着
月～木 正午以降に申込	翌日発送	翌々日到着
金 正午以降に申込 土日祝 申込	翌営業日発送	翌々営業日到着

## 3 検査の実施

検査は、検査キットに同梱している使用方法を参照の上、濃厚接触者の最終曝露日（陽性者との接触等）を0日目とし、4日目及び5日目に、本人が検査キットを用いて検査を行ってください。検査で陰性確認後、5日目から待機の解除が可能です。



#### 4 陽性者登録について

検査により、陽性となった場合の対応は、以下のとおりです。

##### 【陽性者登録センターで陽性者登録ができる方】

次の全てに当てはまる方については、陽性者登録センターで陽性者の登録をしてください。

(<https://business.form-mailer.jp/lp/5eef136e164863>)

- ・ 無症状の方
- ・ 県内在住の方（県内に長期的に滞在されている方も含みます。）
- ・ 50歳未満の方
- ・ 基礎疾患（慢性閉そく性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患）及び肥満（BMI30以上）のない方
- ・ 妊娠されている可能性のない方

※【陽性者登録センターで陽性者登録ができる方】に当てはまらない方は、発熱外来等を受診してください。

※6月12日（日）以降に検査をした場合は、陽性者登録センターの運用が終了するため、【陽性者登録センターで陽性登録ができる方】に当てはまる方であっても、発熱外来等を受診してください。

## 5 検査結果の確認及び実績の報告

施設の管理者は、検査結果を必ず確認してください。検査キットを申し込んだ施設に対し、後日使用実績の報告を依頼します。

## 6 留意事項

- ・本検査キットは、社会機能維持者の待機を早期に解除するための検査以外の用途には使用できません。
- ・検査キットの申し込み状況により、配送に遅れが生じる可能性があります。予め御了承ください。
- ・施設・事業所は、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要・不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明してください。

### 【本事業に関すること】

千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 野村 齋藤

(TEL) 043-223-2342

(MAIL) [kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp)